

神奈川県立かながわアートホール内レストランスペース運営事業者 募集要項

1 レストランスペース運営事業者の募集について

神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）は、神奈川県立保土ヶ谷公園（以下「保土ヶ谷公園」という。）のほぼ中央に位置し、緑に囲まれた環境の中、定員300名のホールと大・小5室のスタジオを有し、コンサートや練習など様々な文化芸術活動の場として県民の皆様にご利用いただいています。

また、神奈川フィルハーモニー管弦楽団のリハーサルにも使用されており、その様子を一般公開することで、県民の皆様に優れた音楽文化に接する機会も提供してきました。

アートホール内のレストランスペースでは長年レストランを設置し、利用者の皆様に親しまれてきましたが、令和6年8月に運営していた事業者が廃業したため、来場者へのサービス提供、にぎわいの創出を図る観点から、レストランスペースを運営する事業者を募集します。

2 基本的な運営方針

レストランスペースの運営事業者は、アートホールの特性を踏まえた適切な運営を行う必要があります。そのため、応募者は、次の条件を満たす提案をしてください。

- (1) 運営業態は来場者の利便に供するための飲食店とし、アートホール及び保土ヶ谷公園の利用者、近隣住民等が利用できるものであること。
- (2) アートホールの雰囲気に合わせるとともに、県立の公共施設であることを考慮し、利用しやすい価格とすること。

3 施設の概要

(1) 施設の設置目的

県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るため

(2) 設置条例

神奈川県立かながわアートホール条例（平成20年3月31日条例第6号）

(3) 施設等の概要

建物構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 一部地下
建物規模	2639.47 m ²
所在地	横浜市保土ヶ谷区花見台4番2号（県立保土ヶ谷公園内）
開館時期	平成4年4月
年間利用者数	令和3年度 38,511人 令和4年度 55,719人 令和5年度 45,395人 令和6年度 62,113人

開館時間	原則として9時から21時まで
休館日	年末年始（12月28日から1月4日）及び停電を伴う点検日や工事日等
施設の管理運営	神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループが指定管理者として実施

4 運営事業の概要

（1）店舗の規模

1階 客席及び厨房 面積約80.75m²（従業員トイレ及び従業員更衣室を含む。）

資料1 「アートホール1階施設平面図」を参照してください。

（2）営業開始時期

レストランスペースの開店準備のための引き渡し及び営業開始時期は、運営事業者決定後に県との協議により決定します。

5 運営の条件

（1）営業日、営業時間

ア 営業日

営業日は、アートホールの休館日（12月28日～1月4日及び停電を伴う点検日や工事日等）を除く毎日を想定していますが、別に定休日を設けることも可能です。定休日等の設定については企画提案書で提案してください。

イ 営業時間

9時から21時までの間で、アートホール利用者等への飲食提供を主目的とした営業時間を提案してください。

ウ 営業日及び営業時間の変更

営業日及び営業時間の変更にあたっては、県と協議を行い、必ず利用者に対する周知徹底を図ってください。

（2）運営内容

「2 基本的な運営方針」を踏まえ、アートホールの設置目的に沿って、子どもから大人まで利用しやすいレストランスペースとしてください。

（3）使用許可条件

ア 使用許可の方法

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可とします。

イ 使用許可期間

レストランスペースの運営に必要な工事等（(5)参照）の開始日から令和10年3月31日までとします。以降、引き続き使用を希望する場合は更新申請が必要です。

なお、アートホールは、令和11年度～15年度頃にホールの大規模な改修工事を予

定しており、1年～2年程度休館する可能性があります。休館時期、期間及び休館の範囲（全部休館又は一部休館）は現時点未定です。

ウ 使用料

使用料は、神奈川県の「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」(昭和39年神奈川県条例第79号)等に基づき算定した額を、年度ごとに一括納付してください。

なお、年間使用料（令和8年度）は約60万円（税込）を想定しています。

(4) 設備等について

レストランスペース内の設備等のうち、空調機、照明、洗面台、トイレ、給湯器、電話（アートホール内線専用機1台）は無償貸与設備となり、使用できます。空調機及び電話を除く無償貸与設備の保守、修理は運営事業者の費用負担となります。無償貸与設備の故障に伴う撤去費用については、県が負担することとします。

また、資料2「レストランスペース物品一覧」に記載のものは、前事業者の残置した無主物（所有権の放棄により所有者のない動産）であり、民法第239条第1項に基づき所有の意思をもって占有することで、所有権を取得することができます。選定された事業者は、別途県が指定する期日までに、所有を希望する物品について所有の意思表示をしてください。その日をもって、所有権を取得したこととなります。

なお、所有権を取得した物品については、所有権取得後に故障した場合の修理費や撤去費用、故障に伴う休業に伴う損害等も含めて、県は責任を一切負いません。必ず事前に動作確認等を実施した上で、所有権取得の判断をしてください。期日までに所有の意思表示がない物品については、県が撤去します。

(5) レストランスペースの運営に必要な工事等

前記(4)以外で、レストランスペースの運営に必要な内装工事、調度備品類の調達は、運営事業者の費用負担となります。避難経路が確保できなくなる等、安全性能に影響する工事や調度備品類の設置は行えません。内装工事の設計及び工事の実施、調度備品類の搬入に当たっては、県、アートホール指定管理者、保健所等の関係機関との事前調整が必要です。

(6) その他経費の負担

前記(4)及び(5)のほか、レストランスペース運営に係る従業員人件費、原材料費、リネン・ユニフォーム等のクリーニング代、光熱水費、設備及び備品の維持にかかる費用、清掃代、ごみ処理費、電話料金（加入権、工事費を含む。）、各保険料等については、運営事業者の費用負担となります。

なお、光熱水費は、アートホールの指定管理者が施設全体で電気等供給運営事業者と契約を行い、レストランスペースで使用した電気、水道の料金は子メーターから算出した使用料金を請求します。プロパンガスについては、供給事業者と個別に契約してください。

(7) 提供メニューについて

飲食物の提供ができるのであれば、特に品目は限定しません。

ただし、レストランスペース以外の建物内施設の利用に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメニューについては、提供できません。

また、アートホール内の飲食可能なスペース内の利用者に対して、配達、配膳等を行うことは差し支えありません。その際には、利用後の机上清掃とごみの回収を実施してください。

(8) 消防関係

施設は消防法第8条第1項の防火対象物です。消防用設備管理のため指定管理者等がレストランスペース内へ立ち入ることがあります。また、消防訓練に参加をお願いすることがあります。

(9) 喫煙について

アートホール内は全館館内禁煙です。

6 応募資格

(1) 飲食店又は喫茶店の営業・運営に携わった実績があること。

(2) 税金の滞納がなく、財務状況が良好であること。

(3) 営業時間内に、従業員を指導監督できる責任者が常駐できること。

(4) グループで申請する場合は次の事項に留意してください。

ア 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人又は団体を定めること。

イ 単独で申請した法人又は団体は、グループ申請の構成員として申請することはできません。

ウ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできません。

(5) 次の事項に該当する者は応募することができません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等

ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等

7 応募の手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
ア	応募書式の公開	令和7年12月22日（月）
イ	質問事項の受付	令和7年12月22日（月）から令和8年1月9日（金）

		まで
ウ	現地の見学 (要予約)	令和8年1月14日（水）13時から16時まで 令和8年1月23日（金）13時から16時まで
エ	応募書類の受付	令和7年12月23日（火）9時から 令和8年1月27日（火）17時まで
オ	審査会	令和8年2月中旬（予定）
カ	選定結果通知	令和8年2月下旬（予定）
キ	使用許可手続・事業者工事	令和8年2月下旬以降（予定）
ク	営業開始	令和8年4月以降を予定 ※運営事業者決定後に県との協議により決定します。

(2) 手続きについて

ア 応募書式の公開

神奈川県のホームページに応募書式を掲載しますので、ダウンロードして御利用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/arthal1/restaurant.html>

イ 質問事項の受付

受付期間	令和7年12月22日（月）から令和8年1月9日（金）まで
質問方法	質問事項をメール本文又は任意の様式に記入のうえ、下記メールアドレスにお送りください。 【メール】 bunpro.6fp7@pref.kanagawa.lg.jp
回答方法	いただいた質問とその回答は、令和8年1月19日（月）までにホームページにて公表します。

ウ 現地の見学（希望者のみ。申請に当たって必須ではありません。）

実施日時	令和8年1月14日（水）13時から16時まで 令和8年1月23日（金）13時から16時まで 上記の日程で都合がつかない場合は御相談ください。
予約方法	日程の調整を行いますので、令和8年1月9日（金）までに希望する日時を下記メールアドレスにお送りください。 【メール】 bunpro.6fp7@pref.kanagawa.lg.jp

エ 応募書類の受付

受付期間	令和7年12月23日（火）9時から 令和8年1月27日（火）17時まで
------	--

提出先	〒231-8588（住所なしで届きます） 横浜市中区日本大通1 神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ
提出方法	郵送（当日消印有効） 持参（土日祝日を除く9時から17時まで） 12月27日（土）から1月4日（日）までは閉庁します。 持参する場合は、下記の場所に提出してください。 横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階 神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立かながわアートホールレストランスペース運営事業者応募申込書（様式1） ・役員等氏名一覧表（様式1の別紙） ・類似事業実績書（様式2） ・企画提案書（様式3） <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3か年分の税務申告書の写し（税務署受付印のあるもの） ・直近3か年分の地方税の納税証明書の写し ・営業に関する資格、免許等の写し ・過去3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書） <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要（書式は任意） ・定款の写し及び登録事項全部証明書 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者の略歴（書式は任意） ・住民票記載事項証明書（本人が特定できるもので、本籍、続柄、マイナンバーの記載がないもの） <p>【グループの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募するすべての法人及び個人についての上記書類 ・グループ申請理由書（グループで申請する目的や必要性、構成員の選定経緯、資本出資及び取引関係等） ・構成団体及び役割分担等を記載した書類
提出部数	原本1部、その写し3部
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間終了後の応募書類の変更、差替えは受け付けません。 ・必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

オ 審査会

実施日	令和8年2月中旬予定
実施方法	対面でのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。詳細は、企画提案書提出者に個別に連絡します。

カ 選定結果通知

通知日	令和8年2月下旬予定
通知方法	企画提案書提出者に選定結果の通知書を郵送します。 審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

8 選考方法

(1) 審査方法

- ア (2) 審査基準に基づき、審査会による審査を行い、審査委員の合計得点の平均点が最も高い提案を選定します。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、審査委員が協議のうえ決定します。
- イ 審査において、以下のいずれかに該当する場合は失格となります。
- ・審査項目の1つ以上が0点の場合
 - ・審査委員の合計得点の平均点が50点未満の場合
- ウ 審査は企画提案書をもとに行います。審査会は令和8年2月中旬を予定しています。

(2) 審査基準

	審査項目	審査の着眼点	配点(点)
運営体制	(1) 業務に関する専門性	類似した事業の実績があるか	5
	(2) 業務運営体制	・運営体制（組織図など） ・従業員の配置計画 ・従業員の教育・訓練方針が整備されているか	10
	(3) 安全管理・食品衛生	・運営上の安全管理・食品衛生について、事故防止の体制、対応策がとられているか ・感染症対策がとられているか	10
	(4) 事業者のコンプライアンス体制	個人情報保護等、コンプライアンス体制の整備状況	10
収支計画	(5) 今後3か年の収支計画	安定した経営が見込める収支計画であること	15

店舗のコンセプト	(6) 経営・サービスの方針	・施設の設置目的にふさわしい運営方針であり、利用者の視点に立ったサービス方針が立てられていること ・地域のにぎわいに寄与できる運営方針であり、様々な客層に対応できること	15
	(7) 利用しやすい店舗となるような工夫・取組	・来場者が利用しやすい業態であること ・来場者が利用しやすいメニュー及び提供予定価格であること	15
	(8) アピールポイント	強み、アイデア、広報手段、集客方法等、アピールできる事項が認められること	10
	(9) 環境への配慮	・食品ロス削減推進への取組 ・かながわプラごみゼロ宣言への取組 ・その他環境に配慮した取組	10
	合計		100

9 留意事項

- (1) 県の要求する条件を満たす企画提案としてください。
- (2) 選定結果通知により決定の内示を受けた事業者は運営候補者となり、県と施設運営及び施設設置に伴う協議を行います。協議が整わない場合や、次の場合は、候補者としての決定を取り消し、次点者を運営候補者として運営協議を行う場合があります。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - イ 審査委員又はその関係者に接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき。
 - ウ 運営候補者の決定から行政財産の使用許可までの間に、運営候補者の事情等により企画提案した事業を履行できないと判断したとき。
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為等により運営候補者としてふさわしくないと県が判断したとき。
 - オ 運営候補者が「6 応募資格」に示す要件に適合しなくなったとき。

10 その他

- (1) 応募に要する経費はすべて事業者の負担となります。
- (2) 営業許可

運営事業者は営業開始日までに営業許可等の必要な許認可又は届出を行ってください。許認可又は届出に要する経費は事業者の負担となります。
- (3) 転貸等の禁止

使用許可場所の他者への転貸、担保に供すること、営業の委託、名義貸し等をするこ

とはできません。

(4) 店舗におけるBGM、映像等の使用

BGM、映像等の使用については、施設の雰囲気に沿い、かつ公共施設であることを考慮したものとしてください。

(5) 装飾等

アートホールは保土ヶ谷公園内の県立の公共施設です。使用許可スペースであっても公共施設に適さない装飾（店内の装飾、看板の設置、メニューの掲示などを含む）は御遠慮ください。

なお、県又はアートホール指定管理者が適切でないと判断した場合は、装飾の撤去等を求めることがあります。その際は速やかに指示に従ってください。

(6) 原状回復

使用許可を受けた期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別途指定する期日までに、自己負担により使用許可場所を原状回復し、返還してください。

ただし、県が原状回復をする必要がないと認めたときは、この限りではありません。

※ 使用料は、県が使用許可場所の原状回復を確認し、廃止届を受理する時点まで発生します。

(7) その他

本募集要項に定めのない事項については、県と協議の上、これを定めることとします。

11 問合せ先等

(1) 問合せ先

【担当】神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ

【メール】bunpro.6fp7@pref.kanagawa.lg.jp

【電話】(直通) 045-285-0220 (平日 9時から 17時まで)

12月27日(土)から1月4日(日)までは閉庁します。

(2) ホームページ

アートホールレストランスペース運営事業者募集にかかる県ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/arthall/restaurant.html>

アートホールのホームページ

<https://www.kanagawa-arthall.jp/>